

松江市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

松江市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則（平成 30 年松江市規則第 32 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
様式第 3 号(第 4 条関係) <u>別紙のとおり</u>	様式第 3 号(第 4 条関係) <u>別紙のとおり</u>
様式第 5 号(第 4 条関係) <u>別紙のとおり</u>	様式第 2 号(第 3 条関係) <u>別紙のとおり</u>
様式第 6 号(第 8 条関係) <u>別紙のとおり</u>	様式第 6 号(第 8 条関係) <u>別紙のとおり</u>
様式第 14 号(第 10 条関係) <u>別紙のとおり</u>	様式第 14 号(第 10 条関係) <u>別紙のとおり</u>

<改正後>

様式第3号(第4条関係)

貸付決定番号	
貸付決定年月日	年 月 日
	第 年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

福祉資金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 福祉資金の貸付けについては、下記のとおり貸し付けることとしたので通知します。

記

資金の種類及び種別	福祉資金 ( 資金)			
貸付金額	金 円	月額	年 月から 年 月まで	円
利 率	<input type="checkbox"/> 無利子	<input type="checkbox"/> 年 %		
貸付期間		年 月から 年 月まで		
据置期間		年 月から 年 月まで		
償還期間		年 月から 年 月まで		
償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦	<input type="checkbox"/> 半年賦	<input type="checkbox"/> 年賦	1回目の償還額 円 2回目以降の償還額 円
備 考				
連帯借主	住 所 氏 名			
連帯保証人	住 所 氏 名			

(注)

- 1 同封の借用書に必要事項を記入して押印の上、借主、連帯借主及び連帯保証人の印鑑登録証明書を1通ずつ添付し、10日以内に提出してください。
- 2 貸付金の交付は、届出のあった口座に、借用書提出後速やかに送金します。ただし、修学資金については3箇月に1回3箇月分をまとめて、生活資金については該当月分を月の初日に、修業資金及び技能習得資金については該当月分を月の中旬に送金します。
- 3 「利率」及び「償還方法」の欄は、該当する項目の□の中に\*印を記入しています。
- 4 償還金を納入期限までに納入されない場合は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条(第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、年3.0%の割合で違約金を徴収します。
- 5 事業開始資金、事業継続資金又は住宅資金の貸付けを受けた者は、速やかに当該計画を遂行すること。また、やむを得ず貸付申請に係る計画を変更する場合は、事前に市の了解を得ること。

<改正前>

様式第3号(第4条関係)

第 年 月 日 号

様

松江市長 氏 名 印

福祉資金貸付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった福祉資金の貸付けについては、下記のとおり貸し付けることとしたので通知します。

記

貸付決定番号		貸付決定年月日	年 月 日
資金の種類 及び種別	福祉資金 ( 資金)		
貸付金額	金 円	月額	年 月から 年 月まで 円
利率	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 年 %		
貸付期間	年 月から 年 月まで		
措置期間	年 月から 年 月まで		
償還期間	年 月から 年 月まで		
償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 年賦	1回目の償還額 円	
		2回目以降の償還額 円	
連帯借主	住所 氏名		
連帯保証人	住所 氏名		
備考			

<改正後>

様式第5号(第4条関係)

貸付決定番号	
貸付決定年月日	年 月 日
	第 号
	年 月 日

様

松江市長 氏 名 印

福祉資金貸付決定通知書

年 月 日付けであなたを連帯保証人として申請のあった 福祉資金について、下記のとおり貸付けを決定したので通知します。

なお、借主又は連帯借主が償還しない場合は、連帯保証人であるあなたにお支払いいただくこととなりますので、御承知おき願います。

記

資金の種類及び種別	福祉資金 ( 資金)			
借主氏名				
連帯借主氏名				
貸付金額	金 円	月額	年 月から 年 月まで	円
利 率	<input type="checkbox"/> 無利子	<input type="checkbox"/> 年 %		
貸付期間	年 月から 年 月まで			
据置期間	年 月から 年 月まで			
償還期間	年 月から 年 月まで			
償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦	<input type="checkbox"/> 半年賦	<input type="checkbox"/> 年賦	1回目の償還額 円 2回目以降の償還額 円
備 考				

(注)

- 市から福祉資金貸付決定通知書を受けた借主及び連帯借主は、借主、連帯借主及び連帯保証人が署名し押印した借用書を市長に提出しなければなりません。ついては、借主宛てに送付した貸付決定通知書に同封してある借用書の連帯保証人欄に自署して実印を押印の上、借用書1通につき印鑑登録証明書を1通ずつ添付し、借主を通じて10日以内に提出してください。
- 連帯保証とは、主たる債務者がその債務を履行しないときにその履行責任を負うものであるため、借主又は連帯借主が償還金を滞納した場合には、連帯保証人が償還する責任を負うこととなります(民法第446条)。
- 保証債務には、利子及び違約金も含まれます(民法第447条)。
- 保証とは、債権者である市と連帯保証人との契約であるため、連帯保証人からの一方的な通告で連帯保証人の地位を降りることや、借主、連帯借主又はその両者との間の合意のみで変更することはできません。また、保証債務は、相続人に引き継がれます。
- 償還金を納入期限までに納入されない場合は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条(第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、年3.0%の割合で違約金を徴収します。
- 連帯保証人には、催告の抗弁権(民法第452条)及び検索の抗弁権(同法第453条)は認められていません。

<改正前>

様式第5号(第4条関係)

第 年 月 日 号

様

松江市長 氏 名 印

福祉資金貸付決定通知書

年 月 日付で申請のあった福祉資金の貸付けについては、下記のとおり貸し付けることとしたので通知します。

記

貸付決定番号		貸付決定年月日	年 月 日
資金の種類 及び種別	福祉資金 ( 資金)		
貸付金額	金 円	月額	年 月から 年 月まで 円
利率	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 年 %		
貸付期間	年 月から 年 月まで		
措置期間	年 月から 年 月まで		
償還期間	年 月から 年 月まで		
償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 年賦	1回目の償還額 円	
		2回目以降の償還額 円	
借主	住所 氏名		
連帯借主	氏名		
備考			

<改正後>

様式第6号(第8条関係)

貸付決定番号	
貸付決定年月日	年 月 日

年 月 日

(あて先) 松江市長

借主 住所  
ふりがな  
氏名 ㊟

連帯借主 住所  
ふりがな  
氏名 ㊟

法定代理人 住所  
(親権者又は未成年後見人)  
ふりがな  
氏名 ㊟  
(法人にあっては、所在地並びに法人名及び代表者の氏名)

福祉資金借用書

次のとおり借用いたします。ついては、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び松江市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

資金の種類及び種別	福祉資金 ( 資金)			
借用金額	金 円	月額	年 月から 年 月まで	円
利率	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 年 %			
借用期間	年 月から 年 月まで			
据置期間	年 月から 年 月まで			
償還期間	年 月から 年 月まで			
償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 年賦	1回目の償還額		円
		2回目以降の償還額		円
備考				

上記の借入に係る借入元金、利子及び違約金について連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住所  
ふりがな  
氏名 ㊟

(注)

- 1 母子世帯若しくは父子世帯における児童又は寡婦世帯における子に係る修学資金、修業資金、就職支度資金又は就学支度資金を借用する場合(児童又は20歳以上の子が借主となる場合を除く。)は、連帯借主となる児童又は子の氏名を記入し押印すること。
- 2 借主が児童の場合は、法定代理人(親権者又は未成年後見人)の署名押印を要する。
- 3 貸付決定通知書に記入されている事項を参照し、誤りのないよう記入すること。記入を訂正したときは、必ず借主、連帯借主、法定代理人及び連帯保証人の訂正印を押印すること。
- 4 金額等の数字は、0、1、2、3、4、5などのように算用数字を用いること。
- 5 収入印紙の貼付けは、不要である。
- 6 借主、連帯借主又は法定代理人及び連帯保証人は、それぞれが必ず自署し、それぞれの実印を互いに重ならないように押印の上、借主、連帯借主又は法定代理人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付すること。
- 7 償還金を納入期限までに納入されない場合は、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第17条(第31条の7又は第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づき、年3.0%の割合で違約金を徴収する。
- 8 事業開始資金及び事業継続資金の借用に当たり、連帯保証人を立てる場合は、民法第465条の6第1項に規定する公正証書の写しを添付すること。  
また、借用する借主、連帯借主又は法定代理人は、連帯保証人に対し、次に掲げる事項に関する情報を提供すること。
  - (1) 財産及び収支の状況
  - (2) 当該借用以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
- 9 市からの借主、連帯借主又は連帯保証人に対する履行の請求は、借主への当該請求にあつては連帯借主及び連帯保証人に、連帯借主への当該請求にあつては借主及び連帯保証人に、連帯保証人への当該請求にあつては借主及び連帯借主に対しても、その効力を生じるものとする。
- 10 市に対する借主、連帯借主又は連帯保証人の債務の承認は、借主の当該承認にあつては連帯借主及び連帯保証人に、連帯借主の当該承認にあつては借主及び連帯保証人に、連帯保証人の当該承認にあつては借主及び連帯借主に対しても、その効力を生じるものとする。

<改正前>

様式第6号 (第5条関係)

年 月 日

(あて先)松江市長

借主 住所  
ふりがな  
氏名 ⑩

連帯借主 住所  
ふりがな  
氏名 ⑩

法定代理人 住所  
(親権者又は未成年後見人)  
ふ  
氏名 ⑩  
(法人にあつては、所在地並びに法人名及び代表者の氏名)

福祉資金借用書

次のとおり借用いたします。ついては、母子及び父子並びに寡婦福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令及び松江市母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付規則の定めるところに誠実に従い、相違なく償還いたします。

貸付決定番号		貸付決定年月日	年 月 日
資金の種類及び種別	福祉資金 ( 資金)		
借用金額	金 円	月額	年 月から 年 月まで 円
利率	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 年 %		
借用期間	年 月から 年 月まで		
措置期間	年 月から 年 月まで		
償還期間	年 月から 年 月まで		
償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 年賦	1回目の償還額 円	
		2回目以降の償還額 円	
備考			

上記の借入れに係る借入元金、利息及び違約金について連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住所  
ふりがな  
氏名 ⑩

<改正後>

様式第14号(第10条関係)

第 年 月 日 号

様

松江市長 氏 名 印

福祉資金貸付停止決定通知書

あなたに貸し付けている 福祉資金については、下記のとおり貸付けを停止しますので通知します。

なお、既に貸付済の資金がある場合に、借主が償還をしない場合は、連帯保証人にお支払いいただくこととなりますので、御承知おき願います。

記

資金の種類 及び種別	福祉資金 ( 資金)
貸付決定年月日 及び貸付番号	年 月 日 第 号
借主氏名	
連帯借主氏名	
貸付停止時期	年 月分から
貸付停止理由	
貸付済額	金 円 ( 年 月分から 年 月分まで)
利率	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 年 %
据置期間	年 月から 年 月まで
償還期間	年 月から 年 月まで
償還方法	<input type="checkbox"/> 一時償還 <input type="checkbox"/> 賦 回払い 1回目の償還額 円 2回目以降の償還額 円
連帯保証人	
備考	

(注)

- 1 同封の借用書に借主、連帯借主及び連帯保証人がそれぞれ自署の上、実印を押印して10日以内に提出してください。
- 2 前回の借用書提出時と住民票所在市町村が変更になった場合は、新しい住所地における印鑑登録証明書を改めて提出してください。
- 3 貸付停止後に、上記に定める貸付済額を超えて貸し付けた額がある場合は、別途速やかに返還してください。

<改正前>

様式第14号(第10条関係)

第 年 月 日 号

様

松江市長 氏 名 印

福祉資金貸付停止決定通知書

あなたに貸し付けている福祉資金については、下記のとおり貸付けを停止しますので通知します。

なお、既に貸付済の資金がある場合に、借主が償還をしない場合は、連帯保証人にお支払いいただくこととなりますので、御承知おき願います。

記

貸付決定番号		貸付決定年月日	
資金の種類 及び種別	福祉資金 ( 資金)		
借主氏名			
連帯借主氏名			
貸付停止時期	年 月分から		
貸付停止理由			
貸付済額	金 円 ( 年 月から 年 月まで 円)		
利率	<input type="checkbox"/> 無利子 <input type="checkbox"/> 年 %		
据置期間	年 月から 年 月まで		
償還期間	年 月から 年 月まで		
償還方法	<input type="checkbox"/> 月賦 <input type="checkbox"/> 半年賦 <input type="checkbox"/> 年賦	1回目の償還額 円	
		2回目以降の償還額 円	
連帯保証人			
備考			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。